

安全法令ダイジェスト 改訂第 6 版

ポケット版 2016 年 3 月 28 日第 5 刷 訂正箇所
※第 6 刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 5 4 最上表の右上に以下の文言を追加

※ 2 本つり、4 本つりとも均等に荷重がかかる場合

P 5 5 上段⑤

【修正前】 つり度

【修正後】 つり角度

P 1 9 4 左上四角枠内

【修正前】・床上用研削盤

【修正後】・卓上用または床上用研削盤

P 1 9 4 左上四角枠内

【修正前】（といし直径は 150mm 以上）

【修正後】（といし直径は 150mm 超）

P 2 1 2 上段

【訂正前】 3,000 万円

【訂正後】 4,000 万円

P 2 1 2 上段

【訂正前】 4,500 万円

【訂正後】 6,000 万円

P 2 1 2 上段

【訂正前】＜建設業法 24 条の 7 1 項、3 項＞

【訂正後】＜建設業法 24 条の 7 第 1 項、3 項＞

P 2 1 2 中段

【訂正前】＜建設業法施行規則 14 条の 2 2 項＞

【訂正後】＜建設業法施行規則 14 条の 2 第 2 項＞

P 2 1 2 中段

【訂正前】＜建設業法 24 条の 7 4 項＞

【訂正後】＜建設業法 24 条の 7 第 4 項＞

P 2 1 2 中段

【訂正前】＜建設業法第 24 条の 7 2 項＞

【訂正後】＜建設業法 24 条の 7 第 2 項＞

P 2 1 3 上段

【訂正前】当該工事にかかる下請負代金の総額が 3,000 万円（建築一式工事は 4,500 万円）
以上の場合

【訂正後】当該工事（公共工事を除く）にかかる下請負代金の総額が 4,000 万円（建築一式
工事は 6,000 万円）以上の場合

**P 2 1 3 上段 ③施工体制台帳の記載事項等・発注者から直接建設工事を請け負った特
定建設業者に関する事項**

文末に以下の文言を追加

、（３）外国人建設就労者の従事状況の有無

P 2 1 3 上段 ③施工体制台帳の記載事項等・下請負人に関する事項

文末に以下の文言を追加

、（４）外国人建設就労者の従事状況の有無

P 2 1 3 中段

【訂正前】最終改正平成 24 年 7 月 4 日付

【訂正後】削除

P 2 1 3 中段

【訂正前】④一次下請負人となる

【訂正後】④国土交通省発注工事について一次下請負人となる